

香港への農林水産物・食品の輸出
に関するカントリーレポート
(清涼飲料水)

2025年12月

香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 基本情報とその背景
2. 輸入状況と近年の動向
3. 清涼飲料水に関わる飲食業界の動向
4. 清涼飲料水に関わる小売業界の動向
5. 小売価格
6. 流通経路
7. ルール・規制
8. 参照

◆1.基本情報とその背景◆

農林水産省の「2024年農林水産物・食品の輸出実績」によると、香港は日本産清涼飲料水に関して、中国本土、米国に次いで第三番目の輸出相手国であり、2024年の輸出額全体の14.5%（83.5億円）を占めており、その数量は41,209トンである。

また、英国の市場調査会社・ユーロモニターインターナショナル¹によると、香港市場において2024年に小売向けに販売された清涼飲料水全体の売上額は151億7,900万香港ドルである。業務用清涼飲料水全体の売上額は44億710万香港ドルである。これらの金額には豆乳や牛乳などを含まれていない。

なお、香港における小売向け清涼飲料水の市場について、品目別の内訳を見てみると、2024年の場合、「ボトル入り飲料水」が48億5,640万香港ドルと最も多く全体の32.0%を占めている。次いで「ボトル入り茶」が41億5,450万香港ドル(27.4%のシェア)、「ジュース」が25億5,980万香港ドル(16.9%のシェア)、と続いている。

この中で、日本産ボトル入り飲料水としては、サントリー「天然水」、アイリスオーヤマ「富士山の天然水」、キリン「自然が磨いた天然水」、南日本酪農協同「屋久島縄文水」、SOC「温泉水99」などが日系・旧日系スーパーマーケットやオンラインを中心に販売されている。また、日本産ボトル入り茶としては、伊藤園「お〜いお茶（緑茶、ほうじ茶、玄米茶各種）」、サントリー「福寿園 伊右衛門（濃い味、ほうじ茶、玄米茶、ブレンド各種）」、キリン「生茶」、JAフーズ大分「おおいだっ茶」、アサヒ「十六茶」など多くの商品が同様に販売されている。

さて、香港における清涼飲料水業界の最も大きな特徴は「消費者の健康志向」にある。これには大きく分けて2つの柱がある。1つは中医学の影響を受けた健康志向であり、もう一つは低糖・無糖の食品・飲料を好む傾向である。

1点目の「中医学」の影響を受けた健康志向としては、水の提供形態を見るのがわかりやすい。例えば、香港の小売店ではペットボトルの水やお茶は冷蔵庫内のものと常温のものが販売され、飲食店では冷水ではなく白湯あるいは湯が提供されている。これは、身体を冷やさないようにしようという、食事に対する当地の人々の健康志向に由来する。



<写真:Circle K²で販売されるボトル入り茶（左）/ Circle K及びセブンイレブン³の店頭（右）（筆者撮影）>

1URL : <https://www.euromonitor.com/jp>

2URL : <https://www.circlek.hk>

3URL : <https://www.7-eleven.com.hk>

また、香港では、医食同源の考え方の影響を受け、古くから街角には風邪や腹痛などで体調がすぐれない際に漢方飲料を立ち飲みできるような店舗がある。その中、30年ほど前から「健康工房⁴」や「鴻福堂⁵」といった漢方飲料専門店が登場し、それらの直営店がショッピングモールやスーパーマーケット内のみならず、地下鉄構内や一部の病院内にまで販売網を広げている。このことから、漢方飲料が清涼飲料水業界に影響を与えていることが窺える。また、健康工房や鴻福堂の飲料は、大手飲料メーカーによるペットボトル入り飲料として、スーパーマーケットやコンビニエンスストアでも広く流通している。



写真:漢方飲料店の様子 (筆者撮影) >



<写真:旧日系スーパーYATAの健康工房売り場(左) / 地下鉄構内の鴻福堂(中央) / 鴻福堂の漢方由来のボトル入り飲料(右) (筆者撮影) >

2点目に挙げた「低糖・無糖」食品・飲料の影響について、香港では、ボトル入り茶やソフトドリンクが多品種流通しているが、最近は両カテゴリーとも微糖および無糖の商品が増加している。現在も中国産や香港産のボトル入り茶には砂糖入りの商品が販売され、果汁入りで糖分の入った紅茶や緑茶も流通している一方で、ユーロモニターインターナショナルのレポートによると、無糖であることを強調する同ボトル入り茶の取り扱いが増加してきている。

また、コカコーラやセブンアップ、スプライトなどのソフトドリンクは、スーパーマーケットではオリジナル味と同じぐらいのスペースで糖質ゼロ商品が販売されている。当地で

4URL : <https://www.health-wks.com>
5URL : <https://www.hungfooktong.com>

は、果汁のように天然由来の甘さは受け入れられているが、加糖され甘味の強い飲料は好まれにくい傾向があると言える。

なお、香港のカフェで飲まれるミルクティーやコーヒーといえば、四半世紀前までは砂糖をたっぷり入れる習慣があったが、近年では健康志向の高まりから甘さ控えめあるいは無糖が好まれるという傾向がある。



<写真:Wellcome⁶の無糖ボトル入り茶(左・中央)/SOGO HONGKONG⁷のボトル入り茶(右)(筆者撮影)>



<写真:SOGO HONGKONGの無糖アルミ缶コーヒー(左)/Wellcomeのソフトドリンク(中央・右)(筆者撮影)>

なお、当地では1950年代後半から1960年代にかけて深刻な水不足が発生し、その影響を受けて、香港における貯水ダムの建設や、中国・広東省を流れる東江から水を引く大規模な土木工事が行われた。その結果、現在の香港の上水道は、中国・広東省の東江から引いてきた水や、雨水の貯水などでまかなわれている。ただ、こうした水不足の経験を経て、香港において水は限りある資源であることと同時に購買するものと認識され、企業や家庭の中には、ペットボトル入り飲料水やウォーターサーバーを使用する習慣が醸成されるようになった。

香港政府・食物環境衛生署⁸が第1回(2005-07年)、第2回(2018-20年)と2回にわたって実施した調査「全港性食物消費量調査(第2回香港食物消費量調査)⁹」がある。これによると、アルコールを含まない飲料の摂取量は、第1回目の調査の際には一人一日あたり1,617.0ml、第2回目の調査では1,610.0mlと若干減少したもののほとんど変化なく、直近の第2回目の内訳を見てみると、水が一人一日あたり1,179.4ml、お茶が273.1mlと

6URL : <https://www.wellcome.com.hk>

7URL : <https://www.sogo.com.hk/en>

8URL : <https://www.fehd.gov.hk/english/>

9URL : https://www.cfs.gov.hk/tc_chi/programme/programme_firm/files/2nd_FCS_Report_29_Jun_2021.pdf

大部分を占め、水分を水やお茶で補っていることが読み取れる。ちなみに、コーヒーの摂取が 47.8ml、炭酸飲料が 33.6ml、大豆・穀物・チョコレート飲料が 24.9ml と続いている。

◆2. 輸入状況と近年の動向◆

近年の清涼飲料水全体の輸入状況をみると、2020 年から 2024 年にかけて緩やかではあるが数量・金額ともに年々増加傾向にある。2024 年は、金額ベースでは前年比 3.0%増の 28 億 9,044 万香港ドル、数量ベースでは同 6.1%増の 333,968 トンであった（表 1）。主要輸入相手国の動向をみると、上位 2 カ国の輸入額合計は全体の 60.5%を占め、数量では同 75.3%と大きなシェアを占めている。最もシェアの多い中国本土産の清涼飲料水は、輸入額・量ともに 2020 年以降年々増加している。

表 1：香港における清涼飲料水の輸入推移

(単位：KL、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
中国	156,619	845,849	168,333	900,114	177,209	975,125	191,865	1,230,097	219,914	1,386,880	14.62%	12.75%	65.85%	47.98%
日本	17,420	258,918	25,444	331,958	29,238	351,404	29,947	345,795	31,558	360,306	5.38%	4.2%	9.45%	12.47%
ドイツ	1,422	60,777	1,919	95,480	3,137	172,160	2,687	257,137	3,504	203,369	30.40%	-20.91%	1.05%	7.04%
台湾	32,666	209,298	37,399	230,394	30,482	209,447	32,410	223,806	21,284	156,882	-34.33%	-29.90%	6.37%	5.43%
韓国	8,611	143,028	9,420	132,185	8,098	107,834	8,561	135,375	8,421	136,984	-1.64%	1.19%	2.52%	4.74%
タイ	9,010	89,384	11,552	118,719	11,373	118,677	10,629	110,321	11,491	119,371	8.10%	8.20%	3.44%	4.13%
米国	3,452	124,144	2,595	82,212	3,161	99,619	2,160	79,230	2,707	93,069	25.33%	17.47%	0.81%	3.22%
オランダ	4,671	102,291	4,248	109,343	2,181	53,083	1,860	86,062	1,772	90,115	-4.71%	4.71%	0.53%	3.12%
マレーシア	8,074	40,429	9,676	52,259	8,057	49,229	7,988	52,871	8,542	67,559	6.93%	27.78%	2.56%	2.34%
インドネシア	4,379	33,342	9,092	58,951	5,551	46,368	6,758	54,477	6,784	56,214	0.39%	3.19%	2.03%	1.94%
全体	269,452	2,117,784	299,545	2,328,246	297,064	2,387,626	314,651	2,806,317	333,968	2,890,441	6.14%	3.00%	100.00%	100.00%

SITC 11102 - WATERS (INCLUDING MINERAL AND AERATED WATERS), CONTAINING ADDED SUGAR OR OTHER SWEETENING MATTER OR FLAVOURED, AND OTHER NON-ALCOHOLIC BEVERAGES, N.E.S.
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

業界関係者からのヒアリングによると、日本産清涼飲料水は市場に魅力を与える新製品が発売され、当地でも受け入れられている。また、定番化されている日本産ボトル入り茶やコーヒー飲料に加え、後述する機能性のある日本産清涼飲料水が支持を受け 2024 年は輸入額（12.5%のシェア）数量（9.5%のシェア）ともに上位 2 位を占めている。近年の日本から香港への清涼飲料水の輸入は金額・数量ともに緩やかではあるが堅調な伸びを見せ、2024 年の日本からの輸入は金額ベースでは前年比 4.2%増の 3 億 6,031 万香港ドル、数量では同 5.4%増の 31,558 トンであった。

◆3. 清涼飲料水に関わる飲食業界の動向◆

ユーロモニターインターナショナルによると、香港の清涼飲料水の小売売上高は、観光客の増加に牽引されて2020年の143億5,320万香港ドルから2025年には154億2,500万香港ドルへとコロナ禍以前(2018年：157億9,300万香港ドル)の水準に近づいている。ただし、飲食店での同販売額は2020年の36億1,250万香港ドルから2025年には43億800万香港ドルへと回復したものの、コロナ禍以前の水準(2018年：51億6,160万香港ドル)を下回っているとのことである。

その中、テイクアウト店舗に新たな動向が見られる。まず、香港内に145店舗(2025年12月現在)あるおにぎり専門店「華御結¹⁰」では、おにぎりのみならず清涼飲料水も販売している。以下写真のように日本産清涼飲料水や牛乳、香港産ボトル入り飲料水やお茶と同時に昨今では自社ブランドの緑茶やジャスミン茶を販売している。また、香港内に108店舗(2025年12月現在)あるベーカリー「A-1 Bakery¹¹」でも、日本産清涼飲料水とともに自社ブランドのボトル入りミルクティーやコーヒーを販売している。なお、香港内の他のテイクアウト専門店や一部のベーカリーでもこうした動きが見受けられる。



<写真: 華御結の飲料コーナー(左) / A-1 Bakeryの飲料コーナー(右) (筆者撮影) >

また、香港の中華料理や日本料理、カフェなどの飲食店では、コーヒーやお茶のように店内で飲み物を作って提供する場合が多い。飲食業界の人手不足の問題がある中、一部の店舗では、小売と同じ形態のボトル入り清涼飲料水を提供する店舗も現れている。

たとえば、香港におけるレストランチェーンの中でも火鍋専門店では、アルコール飲料とともに清涼飲料水が飲み放題で提供されている店舗が存在する。香港で3店舗を展開する「千海海産火鍋放題¹²」の場合、海産物をはじめとした火鍋の食材やデザートが食べ放題であるだけでなく、大型コンビニエンスストアよりも選択肢の多いボトル入り清涼飲料水が、アルコール飲料や火鍋の際に飲む健康茶とともに飲み放題で提供されている。

¹⁰URL : <https://www.h-musubi.com/zh-TW/>

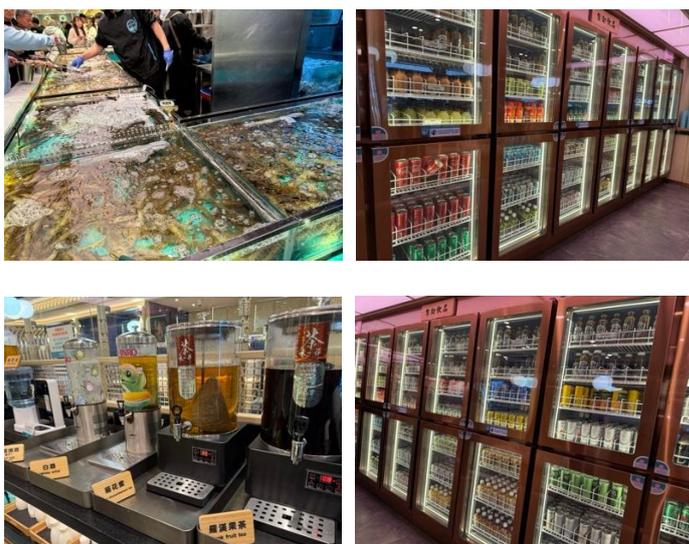
¹¹URL : https://www.a-1bakery.com.hk/zh_HK/

¹²URL : <https://www.facebook.com/theaquaticmarketkb/>

ちなみに香港では、外食にも中医学の影響があり、たとえば火鍋を食べると体内が熱くなりやすいと考えられているため、寒暖バランスを考慮して身体を冷ます働きのある健康茶を飲む習慣がある。そのため、香港の火鍋レストランでは、このような健康茶を提供する店舗が多い。

なお、こうした香港式火鍋チェーン店ではこのボトル入り清涼飲料水の中には韓国産やドイツ産、タイ産、台湾産は存在するが、日本産飲料も日系企業が海外で生産した飲料が存在しない場合が多い。また、中華料理店でも飲料メニューに日系企業が海外で生産したビールは提供されるが清涼飲料水はほとんどない。

他方、日本食レストラン（寿司専門店、居酒屋、定食屋など）では、日本産清涼飲料水を提供している場合が多い。



<写真: 火鍋専門店「千海海産火鍋放題」の店内の様子（筆者撮影）>

◆4. 清涼飲料水に関わる小売業界の動向◆

香港では、1950年代から80年代にかけて、新界（ニューテリトリー）を中心に存在する「士多」という雑貨店で清涼飲料水が販売されてきた。現在、清涼飲料水は主にコンビニエンスストアやスーパーマーケットが小売販売の中心となっているものの、759 阿信屋¹³や Okashi Land（零食物語）¹⁴といった専門店でも清涼飲料水は販売されている。そのほかにも、ガソリンスタンド内の店舗や漢方薬を販売するドラッグストア、日系ドラッグストア、新聞や雑誌、おもちゃなどを販売するニュースタンドでも清涼飲料水は販売されており、香港における清涼飲料水は多様な流通網があるといえる。

¹³URL : <https://759store.com>

¹⁴URL : <https://www.okashiland.com>

ユーロモニターインターナショナルによると、小売業界の中でスーパーマーケットの PARKnSHOP¹⁵や Taste¹⁶を有する AS Watson Group¹⁷ は 2024 年の清涼飲料水業界販売数量シェア 21%でトップであった。

表3 香港におけるスーパーマーケット・食品小売店

店舗名	店舗数	店舗名	店舗数
地場系		日系	
DFI Retail	323	DON DON DONKI	11
Wellcome	278	業務スーパー	2
Market Place	42	マツモトキヨシ	13
3hreesixty	2	MUJI 無印良品	21
Oliver's The Delicatessen	1	Aeon	82
A. S. Watsons	235	DAISO Japan	29
PARKnSHOP	153	Living Plaza	27
FUSION	59	Aeon/ Aeon Supermarket	7
TASTE	17	KOMEDA'S Coffee	7
FOOD PARC	3	Aeon Style	6
Parkshop Frozen Food Store	2	ものもの	6
GREAT	1	旧日系	
city'super	6	一田(YATA)	16
DS Groceries	71	APITA / UNY	4
HKTVmall	76	Freshmart (SOGO Hong Kong)	1
Green Price	15	韓国系	
中国本土系		New World Mart	7
U Select Stores / Super Market	20	Market Wholesome	2
佳宝(Kai Bo Food Supermarket)	91	その他外資系	
錢大媽(Qiandama)	103	Marks & Spencer(英国)	22
好特売(HOTMAXX)	5	BIG C(タイ)	20

出所：各社のHPIに基づきジェトロ香港が作成（2025年8月時点）

日本産清涼飲料水は、上記のほとんどの店舗で販売されている。以前は果汁入り飲料にも支持があったが、近年は機能性を持つ清涼飲料水やエナジードリンクに根強い人気がある。

2025 年は、機能性を持つ日本産清涼飲料水が支持を得た。小売業界関係者からのヒアリングによると、たとえば、Pokka Sapporo「キレートレモン MUKUMI」は、顔のむくみ感を軽減する機能性表示食品として日本市場でも支持されている飲料であるが、卸売業者からのヒアリングによると、こうした機能性表示された飲料は、香港の清涼飲料水市場において、直近では最も消費者に注目された商品の一つであったとのことだ。

また、この動きはボトル飲料水にもある。ユーロモニターインターナショナルによると、機能性ボトル飲料水は小売販売において 2024 年に最も好調なカテゴリーであり、小売の販売数量は 4%増の 100 万リットルであったとのことである。それを受けて AS ワトソン・グループは、2025 年の年初に 2 種類の機能性ボトル入り飲料水「ワトソンのイオン水」と「ワトソンのアルカリ水」を発売した、としている。

15URL : <https://www.pns.hk/zh-hk/>

16URL : <https://www.aswatson.com/our-brands/food-electronics-wine/taste/>

17URL : <https://www.aswatson.com>

機能性を持つ清涼飲料水は他国産のものも支持されている。たとえば、香港ブランドの「CheckCheckCin¹⁸」は、むくみや肥満などが気になる人たち向けの飲料として、米のとぎ汁を元にライスウォーターを製造し、当地の人々に支持されている。同製品は、オリジナル味以外にも、紫芋のライスウォーターや紅豆のライスウォーターなどの新しいフレーバーを導入し、鮮やかな色彩のパッケージとともに支持されている。

◆5. 小売価格◆

香港におけるボトル入り清涼飲料水の価格は、中国本土のボトル入り清涼飲料水の価格と比較され、中国本土の価格が香港における小売価格に影響を及ぼしている。また、現地における消費だけでなく、この価格差が当地の人々の北上消費*にもつながっている。たとえば、深センに現状5店舗ある Sam's Club（米ウォルマート傘下の会員制スーパー）のような倉庫型スーパーマーケットからの宅配サービスが香港からも利用しやすくなっている。

<*北上消費：香港市民が物価の安い深セン市などの広東省の都市で買い物やレジャー、飲食に出かける現象のこと>

香港では、日系・旧日系スーパーマーケットやコンビニエンスストア等で販売されるボトル入り飲料だけではなく、最新の日本産ボトル入り清涼飲料水が販売される場合がある。

ジェットロが2024年11月～2025年2月にかけて現地市場価格調査を行ったところ、アッパーミドル向けスーパーマーケットで販売される飲料の多くがボトル入り飲料であり、伊藤園「お〜いお茶」600ml/本が14.9香港ドル（約298円）、UCC「BLACK無糖」375g/本が11.9香港ドル（約238円）、Pokka Sapporo「津軽のりんご」280ml/本が8.9香港ドル（約178円）であった。

2URL : <https://www.checkcheckcin.com/zh/online-shop/all-products/>

表 4：香港における清涼飲料水の市場価格（2024/2025 年）

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
ARIZONA アイスティー ラズベリー	650ml	13.50	米国	現地系	ローワーミドル
ARIZONA アイスティー グリーンティー	650ml	13.50	米国	現地系	ローワーミドル
SANGARIA あなたの茶	500ml	6.90	日本	現地系	アッパーミドル
UCC ブレンドコーヒー 微糖	185g	7.00	日本	現地系	アッパーミドル
サンガリア クオリティコーヒー カフェオレ・ブラック各種	260g	7.90	日本	現地系	アッパーミドル
ポス レインボーマウンテンブレンド	185g	7.90	日本	現地系	アッパーミドル
アサヒ ワンダ コクの深味 ブラック	285g	8.50	日本	現地系	アッパーミドル
Pokka Sapporo 津軽のりんごジュース	280g	8.90	日本	日系	アッパーミドル
伊藤園 お〜いお茶 玄米茶	500ml	9.90	日本	現地系	アッパーミドル
ポッカサッポロ 玉露入りお茶	600ml	10.00	日本	現地系	ローワーミドル
サンガリア 一休茶屋 すばらしい麦茶	500ml	10.00	日本	現地系	ローワーミドル
サンガリア すっきりともも	500ml	10.00	日本	現地系	ローワーミドル
伊藤園 Relax ジャスミンティー	600ml	10.90	日本	現地系	アッパーミドル
UCC BLACK無糖 Full Body	375g	11.90	日本	現地系	アッパーミドル
サンガリア すっきりとオレンジ	500ml	12.00	日本	現地系	ローワーミドル
サントリー 季節限定 伊右衛門 炙り一番茶	600ml	13.50	日本	現地系	ローワーミドル
アサヒ カルビスソーダ 冬のくつろぎ時間	450ml	13.50	日本	現地系	ローワーミドル
サントリー GREEN DA・KA・RA 冬だから乳酸菌	430ml	13.50	日本	現地系	ローワーミドル
伊藤園 お〜いお茶	600ml	14.90	日本	現地系	アッパーミドル
キリン 生茶	525ml	15.50	日本	現地系	ローワーミドル
キリン 午後の紅茶 レモンティー	500ml	15.50	日本	現地系	ローワーミドル

<出所：ジェトロ香港調べ（2025 年 3 月）>

また、日本産果汁入り飲料について旧日系富裕層向けスーパーマーケットで 2025 年 12 月に現地市場価格調査を行ったところ、Shiny（青森県りんごジュース）「プチねぶた シャイニーりんごジュース」125ml/個が 11.9 香港ドル（約 238 円）、エルビー「ばあちゃんのはちみつれもんどリンク」200ml/個が 11.9 香港ドル（約 238 円）、伊藤園「ザクロ mix」200ml/個が 12.0 香港ドル（約 240 円）であった。

地場系富裕層向けスーパーマーケットで日本産機能性飲料について同時期に同調査を行ったところ、ハウスウェルネスフーズ「1000 ビタミンレモン」140ml/本が 8 香港ドル（約 160 円）、Pokka Sapporo「キレートレモン MUKUMI（瓶入）」155ml/本が 16 香港ドル（約 320 円）、タマノイ「はちみつリンゴダイエット」125ml/本が 12 香港ドル（約 240 円）であった。

なお、小売業界関係者からのヒアリングによると、韓国産「Netflix イカゲーム エナジードリンク メロン味・パッションフルーツ味」各種 500ml/本が 25 香港ドル（約 500 円）や米国産「LIFE AID エナジー+」各種 355ml/本が 29 香港ドル（約 580 円）のように若年層から支持を集めている外国産清涼飲料水も当地で支持されている。

◆6. 流通経路◆

香港では小売向け販売する清涼飲料水は、少量免除申請された商品以外は全て、小売店などで流通する前に栄養成分表示をしなければならないルールがある。正しい栄養成分は日本の清涼飲料水メーカーからの情報があってはじめて表示が可能となるため、香港の食品輸入業兼卸売業者の中には、その情報を日本の清涼飲料水メーカーから直接得る場合がある。そのため、清涼飲料水の流通経路は、日本の清涼飲料水メーカーから直接、あるいは清涼飲料水メーカーと取引のある日本国内の卸売業者を通じて、香港の食品輸入業兼卸売業者が輸入する場合が主流である。前者の場合、輸入業者が代理店あるいは総代理店となって輸入する場合も少なくない。

ただし、香港の食品小売業者の中には、中間マージンを省き低コストで仕入れることを望む者もあるので、香港の食品輸入業兼卸売業者を経由せず、日本国内の卸売業者から直接購入して自社直営店でのみ販売する企業もある。

◆7. ルール・規制◆

<A 輸入規制>

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

清涼飲料水について日本から輸入が禁止されている品目はない。また、清涼飲料水に関する特別な放射性物質規制もない。

ただし、食品添加物規制については留意が必要である。また、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は 2023 年 12 月 1 日から施行された。詳細は、<B 食品関連の規制>の「3. 重金属および有害物質」を参照。

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

日本から清涼飲料水を輸出するにあたって、特別な許可などは必要ない。

3. 動植物検疫の有無

なし

<B 食品関連の規制>

1. 食品規格

清涼飲料水に関する特別な食品規格はない。

なお、酒類（Liquor）とは、「課税商品条例第 109 条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）Section 53 に次のように定義されている。

- ・エチルアルコール含有量（体積）が 1.2%を上回る全ての液体を指す。

・ただし、変性アルコールおよび商品の成分として含まれている液体のうち純粋なエチルアルコールまたはアルコール飲料に変換できない（変換が経済的でない）ものは含まない。

[（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）](#)

上記に該当しないものは、清涼飲料水と解釈できる。

2.残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用している。「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1 に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されている。また、Schedule 2 には規制対象外の農薬が挙げられている。

[（Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(legislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

3.重金属および有害物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulations 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要がある。

[（s220182223113 \(gld.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されている。

[（Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となる。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量比を乗じた値の合算」となる。加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されている。

【有害物質】

飲料水に含まれる微生物については、瓶などの容器入りのナチュラルミネラルウォーターの場合、大腸菌、総大腸菌群、腸球菌（糞便連鎖菌）、緑膿菌、亜硫酸還元嫌気性菌につ

いて 5 サンプルの検査を行い、それぞれに基準を設定している。瓶など容器入りの飲料水（蒸留水やミネラル添加水）の場合、検査項目は 3 つになり、大腸菌および総大腸菌群が 0/100ml、緑膿菌は 0/250ml と基準を定めている。

また、有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）の Schedule 1 に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同 Schedule 2 に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などが禁止されている。

[\(Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)\)](#) ([ジェトロ仮訳](#))

2021 年 7 月 14 日に「2021 年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決され、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023 年 6 月 1 日から施行された。清涼飲料水に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては以下を参照。

[\(s22021252386 \(legco.gov.hk\)\)](#) ([ジェトロ仮訳](#))

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新規則が設けられ、改正後の規則は 2023 年 12 月 1 日から施行された。具体的には次のとおり；

- ・部分水素添加油脂（PHO）について

PHO を含む油脂の輸入禁止

PHO を含む食品の販売および流通の禁止

- ・水素添加油脂に関する原材料表示について

水素添加油脂（例：完全水素添加油脂）を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原材料表示の油脂名に「水素添加」と記載が必要である。

[\(香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

[\(香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)\)](#)

4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する以下の規則がある。

[\(香港における食品添加物の規制状況 \(2014 年 3 月\) | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）Schedule 1 に挙げられている着色料を使用することが可能である。ベニバナ色素、ベニコウジ色素については使用が認められていないため、輸出食品について使用の有無を確認する必要がある。ビートレッドやクチナシ色素（赤、青、緑、黄）など、天然植物由来色素は認可されている。ほかに使用が認められている着色料については、その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照。

([Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェットロ仮訳](#))

([即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](#))

甘味料に関しては「食品甘味料規則」(Cap.132U Sweeteners in Food Regulations)Schedule に挙げられている甘味料の使用が可能である。食品に使用できる甘味料は以下のとおりである。

食品に使用できる甘味料

- ・ アセスルファムカリウム
- ・ アリテーム
- ・ アスパルテーム
- ・ アスパルテーム-アセスルファム塩
- ・ サイクラミン酸
- ・ サッカリン
- ・ スクラロース
- ・ ソーマチン
- ・ ネオテーム
- ・ ステビオールグリコシド

なお、ソルビトールは甘味料の定義には含まれないが、食品安全センターの「よくある質問：食品添加物・汚染物質」によると、適正製造規範（GMP）基準での使用が認められている。([Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェットロ仮訳](#))

([食品安全センター「よくある質問：食品添加物・汚染物質」](#))

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）の Schedule 1, No.6 に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することが可能である。

([Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#)) ([ジェットロ仮訳](#))

上記以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていない。しかし、「公衆衛生および市政条例」第 V 部に従い、食品販売者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければならない。

また、キャリーオーバー*については明確な定めがない。

*原材料に含まれる食品添加物が、最終製品には微量しか残存せず、その効果を発揮しないため、食品表示法に基づく表示が免除されるものを指す。

5.食品包装（食品容器の品質または基準）

食品容器の規制に関しては、2024 年 4 月 22 日（月）から使い捨てプラスチックの使用が段階的に禁止となった。環境保護の観点から、以下のように業務用の使い捨てプラスチック

製食器類やストロー等、プラスチック製品の使用が禁止された。製品によって、販売禁止、無料提供禁止、製造禁止の違いがある。

参照：

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/c812cf11fa039bba.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/7ff7dc9653c6f561.html>

<https://www.greentableware.hk/en-us/home/index>

香港のホテルでは、上記のルールにより客室で提供する飲料水の容器をペットボトルからアルミ缶や再利用可能なガラス瓶に移行する動きがある。

スワイヤー・コカ・コーラ香港 (SCCHK)¹⁹では、再利用可能なガラス瓶を復活させ、また、当社のグループ会社である Bonaqua²⁰は、100%再生可能 rPET プラスチック包装を採用してサステナビリティへの取り組みを 2023 年から行なっている。なお、業界関係者からのヒアリングによると、現状はアルミ缶よりもリサイクル可能なペットボトル飲料が主流であるとのことだ。

また、食品容器資材の業界関係者からのヒアリングによると、小売向けのペットボトルに係るルールは現状明記されていない。小売向けには発泡素材の容器が使用されない傾向にあるものの、現状、発泡素材の容器に関してルールが明記されているのではなく、食品容器を取り扱う卸売業者が発泡素材の容器を取り扱っていないため使用が不可能、またはスーパーマーケットなどの小売店が発泡素材の容器を自主的に取り扱いしないとのことである。

6. ラベル表示

「食品および薬品 (成分組成および表示) 規則」〔Cap.132W Food And Drugs (Composition And Labelling) Regulations〕により規制され、以下の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められている。

[\(Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)\)](https://www.elegislation.gov.hk/cap132w)

([ジェットロ仮訳](#))

- (1) 食品名
- (2) 原材料リスト (原材料、アレルギー性物質、添加物を含む)
- (3) 賞味期限または消費期限
- (4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5) 製造業者または包装業者の名前と住所
- (6) 数量、重量または容量
- (7) 栄養成分

5URL : <https://www.hk.swirecocacola.com/en/about-scchk/>

6URL : <https://www.coca-cola.com/hk/zh/brands/brand-bonaqua>

表示またはラベル貼付規制の免除は、表示規則の schedule4「schedule3 の規定を免除される項目」で確認が必要である。また、バイオテクノロジー原料を含む食品（GM 食品など）の表示は現在任意で行われている。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能である。詳しい手続きについては、関連リンク「加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に」などを参照。

[\(加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

さらに 2023 年 12 月 1 日からは、水素添加油脂（例：完全水素添加油脂）を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原材料表示の油脂名に「水素添加」と記載が必要である。

[\(香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

[\(香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)\)](#)

(1)食品名

(2)原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

・原材料：重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要

・アレルギー性物質：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm 以上の亜硫酸塩

・添加物：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3)賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある

例: Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳: 2016 年 10 月 1 日（中国語）

(4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5)製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除される。

a.次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

i 原産国

ii 香港における販売業者や商標所有者の名称

iii 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b.香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c.次の (i) および (ii) を満たす場合

i 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている

ii コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d.食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

(6)数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。

味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」 (Cap. 68) または「メートル法条例」 (Cap. 214) の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする (ただし、許容誤差については規定なし)。

[\(\[Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk)

[\(\[Cap. 214 Metrication Ordinance \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk)

(7)栄養成分表示

(必須項目: エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照)

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要 (付表6-10)。

[\(\[Cap. 132W Food and Drugs \\(Composition and Labelling\\) Regulations \\(elegislation.gov.hk\\)\]\(http://elegislation.gov.hk\)\)](http://elegislation.gov.hk) ([ジェトロ仮訳](#))

<C 輸入手続き>

1.輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等 (輸入者側で必要な手続き)

香港では、清涼飲料水を輸入・販売するためには、食品輸入業者および卸売業者に対して香港食物環境衛生署 (FEHD) への登録が義務付けられている。登録する際に、事業登録証明書 (Business Registration)、身分証明書とその他の書類 [会社設立証明書 (Certificate of Incorporation) など] のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書 (Application for Registration as Food Importer / Food Distributor) を提出する必要がある。

2.輸入通関手続き (通関に必要な書類)

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付し、輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第 109 条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられている。

（ [Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk) ）

通関に伴う提出書類は次のとおり；

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャン B/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知

香港では、「公衆衛生および市政条例第 132 章第 59 条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しているため、輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われる。サンプル検査に関しては、以下関連リンクの食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。

（ [Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)](http://cfs.gov.hk) ）

（ [Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](http://cfs.gov.hk) ）

<D 輸入関税等>

- （1）関税 なし
- （2）その他の税 なし

◆8. 参照 日本産清涼飲料水を扱う主なプレーヤー◆

<小売店>

AEON Style

所在地：Units 07-11, 26/F, CDW Building, 388 Castle Peak Road, Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong

Tel：852-2565-3600

URL：<http://www.aeonstores.com.hk/>

APITA (Unicorn Stores)

所在地：Cityplaza 2, 18 Taikoo Shing Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel : 852- 2885-0331

URL : https://apitauny.com.hk/?lang=ja__

City!Super

所在地：香港九龍觀塘巧明街 110 號興運工業大廈 2 字樓

Tel : 852-3960-9300

URL : <https://online.citysuper.com.hk>

Facebook : [fb@ceccoils.com](https://www.facebook.com/fb@ceccoils.com)

Don Don Donki (PPIH)

所在地：21/F, Mira Place Tower A, 132 Nathan Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : 852-3904-1481

URL : <https://www.dondondonki.com/hk/>

SOGO HONG KONG

所在地：555 Hennessy Road, Causeway Bay, Hong Kong

Tel : 852-2833-8338

URL : <http://www.sogo.com.hk/>

PARKn SHOP

Tel : 852-2690-0948

E-mail : parknshop.info@asw.com.hk

URL : <https://www.pns.hk/zh-hk/>

Wellcome

所在地：11/F Devon House, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel : 852-2299-1888

URL : <https://www.wellcome.com.hk>

YATA

所在地：Unit No. 901-910, 9/F., Tower 1 Grand Central Plaza, No.138 Shatin Rural
committee Road, Shatin, NT, Hong Kong

Tel : 852-2634-2070

URL : <http://www.yata.hk>

零食物語

所在地：香港九龍觀塘 敬業街 41 號 四洲集團中心 31 樓

Tel : 852-2219-5000

URL : <https://www.okashiland.com>

アメ横丁 香港

所在地：香港新界葵涌葵喜街 26-32 號 金發工業大廈第 2 期 20 樓 G 及 H 座

Tel : 852-2614-0831

URL : <https://www.facebook.com/ameyokocho/>

零食大王

Tel : 852-2556-9777

E-mail : info@lingsik.com

URL : <https://lingsik.com>

優品 360

所在地：香港觀塘偉業街 108 號絲寶國際大廈 11 樓

Tel : 852-2186-5188

E-mail : nfo@bestmart360.com

URL : <https://www.bestmart360.com>

759 阿信屋

所在地：香港九龍觀塘巧明街 110 號興運工業大廈 2 字樓

Tel : 852-3960-9300

E-mail : fb@ceccoils.com

URL : <https://759store.com>

マツモトキヨシ香港

店舖情報：<https://www.matsukiyo.hk/ec99/rwd1509/shopinfo.asp>

URL : <https://www.matsukiyo.hk>

A-1 ベーカーリー

所在地：Unit 1701-1706, 17/F, New Commerce Centre, 19 On Sum Street, Siu Lek Yuen, Shatin, N.T., Hong Kong

Tel : 852-3143-8288

URL : https://www.a-1bakery.com.hk/zh_HK/

HKTVMall

E-mail : pr@hktv.com.hk

Tel : 852-3145-6888

URL : <https://www.hktvmall.com/hktv/zh/supermarket>

谷日百貨

Whatsapp: 852-9205-4890

URL: <https://yaichi.co/v2/tc>

<清涼飲料水を取り扱う食品輸入商社>

味珍味

所在地：Flat B, 12/F, China Merchants Logistics Centre, 38 Tsing Yi Hong Wan Road, Tsing Yi, Hong Kong

Tel : 852-2495-1261

URL : https://www.aji-no-chinmi.com.hk/zh_hk

大發行食品公司

所在地：香港鴨利洲利興街 10 號港灣工貿中心 1008 室

Tel : 852-2540-6877

URL : <http://tfhco.com.hk>

四洲集團

所在地：香港九龍觀塘 敬業街 41 號 四洲集團中心 31 樓

Tel : 852-2219-5000

URL : <http://www.fourseasgroup.com.hk/hk/>

北海道マルシェ香港

所在地：香港葵涌和宜合道 63 號，麗晶中心 A 座，23 樓 11-19 室

Tel : 852-2428-3101

URL : <https://www.milktop.com.hk/index.php?route=common/home>

近藤貿易有限公司

所在地：香港九龍觀塘 敬業街 41 號 四洲集團中心 31 樓

Tel : 852-2219-5200

URL : <https://www.newkondo.com.hk/index.php>

京都日本食品有限公司

所在地：香港新界 葵涌 打磚坪街 49-53 號，華基工業大廈 1 期 4 樓 A 室

Tel : 852-3844-0000

URL : <https://www.kyoto-food.com>

力生控股集團

所在地：香港新界荃灣沙咀道 26-38 號 匯力工業中心 11 樓 02,06,07,10 室及 17 樓 16 室

Tel : 852-2690-9800

URL : <http://nicsang.com>

新大和有限公司

所在地：Room 401,Riley House, No.88 Lei Muk Road, Kwai Chung, NT, Hong Kong

Tel : 852-2647-1138

URL : <https://shintaiho.hk/chi/products.asp?itemcat=hokuren>

新華日本食品

所在地：Sun Wah Centre, 215-239 Wu Shan Road, Tuen Mun, NT, Hong Kong

Tel : 852-2404 3988

URL : <http://www.swjf.hk/>

宏峰食品有限公司

所在地：香港柴灣新業街 6 號安力工業中心 11 樓 1104 室

Tel : 852-3525-1155

URL : <http://www.wifulfood.com/chi/default.asp>

<https://www.facebook.com/wifulfood/>

Wismettac Nippon Foods Co., Ltd.

所在地：香港柴灣新業街 6 號安力工業中心 13 樓 1304 室

Tel：852-2898-8126

E-mail：info@npf.com.hk

URL：<https://www.wismettac.com.hk/chi/home/>

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

TEL：852-2526-4067